

（午後2時10分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、3番 高本君。

〔3番（高本勝次君）登壇〕

○3番（高本勝次君）それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まず第一点目に質問ですが、雪害対策についてのことでございます。

今年2月、橋本市でもとんでもない大雪というのですか、降りまして、それに対する農業従事者の災害があったということで、相談が私にありました。

それは、今年2月の大雪のことなんですけど、その方は、大雪でハウスが倒壊するという被害に遭った。そのための再建に約500万円の費用が要するというので、大変なことになったということで、何とか橋本市で補助金をお願いできないものかということで、私と被害者の方、それから農民連の役員の方と一緒に、平木市長にお会いさせていただきまして、いろいろお話を聞くことができました。本当にそのときはどうもありがとうございました。

それで、6月議会で補正予算を組んでいたということなんですけども、6月議会に補正予算を組んでいたのに引き続き、この9月議会でも補正予算を組んでいたということになったわけなんですけど、そのこともお礼を申し上げたいと思いますが、今後またこういった雪害があったときに、また支援もお願いしたいということで、そのときまたよろしくお聞きしたいんですが、市の財政もかなり厳しいところではありますが、

めったとない雪の災害のことですんで、そのときはまたぜひよろしくお聞きしたいと思えます。

そこで質問ですが、今年の大雪による農作物の被害で、そのための支援策として、国からと橋本市からの補助金が出ることになっていまして、それが出たわけなんですけども、今回の9月の補正予算としてはどうなっているかをお聞きしたいと思います。

質問の二つ目ですが、雪害対策で補助金を出している自治体の例を、私はちょっと調べてみたんですが、これによりますと、栃木県の佐野市というところがございまして。そこでは、人口12万3,000人の都市なんですけど、ここでもめったと雪がないところでございまして。ここでは、被害再建のための国からが50%、また栃木県からが20%の補助、当の佐野市からは20%と、本人が10%の負担で済んでいるということなんです。

同じ栃木県のまちなんですけど、下野市というところがあります。ここでは、人口6万人、あまり橋本市と変わりませんが、ここでもほとんど雪がめったとないところらしいです。同じ条件で補助金をもらっているらしいんです。

今後、財政の厳しいところではございますけど、本市でもこういったことはめったにないとは思いますが、こういう大雪の災害があったとき、大雪や大雨があったときの農作物に対する被害があったときに、補助金の他府県や他市を参考にしながら、できるだけ努力していただいて、少しでも若い農業従事者の手助けになるようにということで、そのときはまた補助金を考えていただきたいと思えます。

そういうことで、提案等も含めて何か指導みたいですが、よろしく願いいたします。

続きまして、高野口町の支所の問題でございます。

私が、6月議会でもこの高野口町の出張所としての問題で質問いたしました、そのときの答弁で、出張所を新設することは、現在計画していませんが、地区公民館を拠点とした高齢者支援の仕組みを構築することも将来的に必要であると考えていますという答弁がございまして、私はこの答弁を聞きまして、将来的に必要であるとおっしゃっていたので、そういう意味では一步前進の答弁をしていただけたように受けとめております。

それで皆さん、合併後、実質2年間、支所という形が置かれておりました。そこで、平成20年3月31日で閉館されることは、そのときの合意でされておりました。そしてまた、その2年間の間に、いよいよその2年が過ぎようとしているときの直前ですが、2月28日と3月6日の2回にわたって、企画経営室長と高野口町合併を考える会の3人の方とで協議が行われました。この中で、次の合意がありました。そのときの地域でまかれたチラシですが、これなんですけども、ここにその合意文書が書かれております。

それを申し上げますと、一つは国保、老健、介護、税金など関連事業の業務を行うと書かれております。また、2人の行政職員はベテランを配置する。もう一つ、窓口で受け付けた件については、その場で対応できるものはすぐ行う。できない件については、翌日以降に渡す時まで書いておるんです。

私は、6月議会に続いて今回も高野口町の支所問題を取り上げるのは、住民のそれだけせっぱ詰まった切実な思いがあるからであります。そんな意味で、次の質問をさせていた

できます。

質問の一つ目ですが、先ほど言いましたこれですが、この合意文書のあることがご存じかどうか。そのことをお聞きしたいと思いません。

それと二つ目ですが、日本共産党橋本市委員会が行ったアンケート活動、これは6月、7月と私たち日本共産党橋本市委員会で、全戸約1万五、六千配布したアンケート活動なんです、橋本市内でそんだけ配布したんですが、支所問題で、やっぱり次のようなご意見もございました。

一つは、車を運転できないお年寄りが、高野口で済ませれるように何とかできないか。もう一つ、投票率を上げるため、期日前投票ができるようにしてほしい。さらに、こんな意見もありまして、戸籍謄本など必要書類を高野口でできるようにしてほしい。さらに、支所をつくって、福祉関係の相談もしてほしい。こんなご意見が書かれておりました。たくさん書かれておまして、やはりこのご意見に答えていかなあかんなど、私は思います。

それで、今高野口地区公民館に、行政相談窓口の係が、公民館の仕事しながら1人おられますが、先ほど言いました合意事項に基づいて、私が今申し上げた声に答えてほしいと思うんですが、合意事項のこともありますし、現実にそういう住民の方の要望がありますんで、何とか答えてほしいと思えますんで、そういう意味ではどういうふうに受けとめられたかお聞きしたいと思えます。

三つ目の質問ですが、高野口地区の公民館に、行政相談窓口の係があるということで、私も会館に行きますと、その張り紙が入り口の受付に張っておりました。ところが、なかなか私たちが今回取り組んだアンケート活動の中でも、行政相談窓口があるということを知らなかったという方が半数以上ありまして、

それですんで、年寄りの中ではなかなかバスでもって公民館まで行けない方も多ございます。それで、市の広報でお知らせしていただくことと、当該地区の区の見板で、何とか周知していただけないかなと思いますんで、ちょっと検討していただくご提案をお願いしたいと思います。

次に、コミュニティバスについての質問ですが、橋本駅と和歌山市駅を結ぶ和歌山バスは、これまで1日9本を運行でありました。6月から変わったのですが、今は午前2本、午後2本のみで4本に、9本から4本に激減する状況でございます。これは、和歌山バスの赤字状態で、だんだんと減らしていったんだと思いますが、国道24号線にコミュニティバスを運行することは、この路線バスがあるためにしていません。しかし、ここにきて、市民の足の確保が問題になってきたように、私は思います。それで病院や買い物に行くのに、かなり不便になっているという意見が、先ほど言いました私たちが取り組んだアンケート活動でも書いております。

そこで質問ですが、先ほど言いましたアンケート活動でそういった声も出されておりますので、幾つか紹介しますと、現在バスを利用している人たちの意見を聞いて、より良い運行方法に改善してほしい。さらに、コミバスの便が少なく、市役所へ行くのが不便だという声もございます。それと、コミバスのバス停は、生活に必要なところへつくるよう改善してほしいなど、いろいろご意見が書かれておりました。

そこで、国道24号線の私鉄バスの減便による市民の足の確保について要望ですが、そういった要望がございまして、具体的にどのような状況になっているのか。市民の皆さん方の思い、実際にどう思っておられるかということ、一応調べていただけたらなと

思います。まずそういうところです。一点。

次に移ります。四つ目ですが、市民病院送迎バスについてでございます。高野口地区公民館から出ています市民病院行きの送迎バスについてですが、地域住民からノンストップで運行しているのは何とかならないかという、途中でバス停をつくっていただきたいという強い要望がございまして。そこで、ちょっと質問いたします。

市民の命と健康を守る重要な役割を果たす市民病院であります。先ほど言いましたアンケート活動で出ておりますが、高野口地区公民館から出ています市民病院行きの送迎バスについての要望が、アンケートでもたくさん書かれておりました。ノンストップなので、途中大野でとまってほしいという声です。もう一つ、途中停留所があれば便利になると思う。そういった切実な声がございます。さらに、公民館まで行く足がないため、バスを利用できないという声もございまして。さらに、市民病院行きのバス、何で高速に乗ってしまうのか。もっと住民が利用しやすい経路を考えて、何箇所か停留所をつくってほしいといった声も、たくさんアンケートにも書かれておりました。

そこで、高野口地区公民館を出てから、大野の交差点をせっかく通っているんでありますから、大野で和歌山バスのバス停もございまして。大野の停留所で、何とかとめてあげられないものかという要望が、ある区長からも要望を出しているらしいです。聞きました。だから、何とか大野ぐらいでは、通っているわけですが、とめれないかという要望でございます。従前ですいろいろなお話しする中で、困難な話は聞いておりますが、そういったことを質問させていただきました。

最後に、5点目に臨時福祉給付金についてでございます・住民税非課税を対象にした臨

時福祉給付金の申請の受け付けが、10月1日で締め切られます。これは政府から出されるものでございますが、私が尋ねますと、橋本市では1万1,790人にその通知の案内が届けられたとのことでございます。その対象になる市民の人たちから、漏れなく手続きが完了できるように、当然消費税が8%に上がったことで、政府の手だてとして行った臨時福祉給付金でございますので、私ども日本共産党は消費税増税反対しておりますが、こういう措置をされているわけですから、1人漏れなく手続きが完了できるようにしなければならぬと思います。そこで質問いたします。

一点目は、現在申請未完了の方の人数、何人ですかということと、率は何パーセントぐらいになるかということでございます。

それと二点目に、申請受け付け未完了になっている人でございますが、10月1日の受け付けが迫ってきていますので、そこで私は調べました。お隣のかつらぎ町では、再度案内を送るとのことです。案内の送り方は、詳しくはそのときはまだ決まっておられませんが、そんなことをかつらぎ町ではおっしゃってございました。橋本市では、せんだって私の家にも届きましたが、市の広報9月号と回覧板でのお知らせは、せんだってありました。でも、広報を見ていなかったり、回覧板の回らぬところもございます。そこで、手間のかかることかもしれませんが、何かの方法で再度のお知らせができないものかと思っております。そういったことで、ご検討されたことをご回答いただけたらと思っております。

以上で私のここでの質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（石橋英和君） 3番 高本君の質問項目1、雪害対策に関する質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（笠原英治君）登壇〕

○経済部長（笠原英治君） 雪害対策の質問についてお答えします。

今年2月の大雪により、全国的に農業用ハウスの倒壊被害が発生しました。農林水産省では、豪雨や突風などが発生し、被災の程度が著しい場合、対象となる被害を引き起こした気象現象を指定し、被災農業者向け経営体育成支援事業を実施します。この事業は、被災農家がもとどおりに農業が再開できることを目的としています。

今回の大雪被害に対して実施されるこの事業では、まずビニールハウスの撤去費については国が定める単価によって算定された事業費の2分の1を国が補助し、残りの2分の1は地方公共団体が負担することを要件としています。次に、再建費については、事業費の2分の1を国が補助し、残りの2分の1は融資や自己資金によって農業者が負担することを基本とし、地方公共団体の負担は要件となっておりません。

次に、今後の大雪や大雨などによる農作物の被害が出た場合の対応についてお答えします。2月の雪害に対する近隣自治体の状況を確認したところ、補助金については、かつらぎ町では、再建費から国と県の補助金を控除した残額の2分の1程度として補助し、結果として再建費の約11%を補助、五條市では、再建費の10%を補助しています。紀の川市は、被害がありましたが、JAが直接支援事業を県に申請しており、市の補助金はありません。また、海南市、有田市、九度山町では、被害はありませんでした。

今回、本市では被災者等の要望を受けて、倒壊したビニールハウスの撤去処分費の2分の1、さらに本9月議会で、再建費の10%の補助金を、財政状況の厳しい中、補正予算として提案していることを、何とぞご理解願

ます。

○議長（石橋英和君）3番 高本君、再質問ありますか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）何度か経済部長ともお話しさせていただきまして、詳しい内容もお聞きしておりますので、今回のこの質問については、これで終わります。

次、二つ目に行っていたきたいと思います。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、高野口支所に関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）高野口支所についてお答えします。

まず、高野口町合併を考える会との合意事項についてですが、話し合いを行ったこと、チラシが配布されたことについては承知しています。

次に、日本共産党橋本市委員会が実施したアンケート調査にある要望については、前回の6月議会でもお答えしたとおり、出張所の設置については、現在計画していません。なお、高齢化に伴う諸問題については、高野口地区のみならず、全市的に取り組む必要があると考えています。

また、高野口地区公民館の職員体制について、2人のベテラン職員を配置する、やってみて足りなければ人員を増やすということについては、平成20年4月の高野口地区公民館開館時において、全6人の職員を配置しており、そのうち2人は福祉相談担当を兼務し、行政経験豊富な職員を配置しました。しかしながら、平成22年度に48件あった相談件数が年々減少していることから、現在は公民館職員兼務の福祉相談担当を1人配置しています。

質問にある行政相談窓口の担当職員が高野口地区公民館にいることを住民が知らないことについては、広報等で改めて周知を図りたいと思います。その上で、相談件数が増え、業務量の増大により人員が増やす必要が生じれば、検討していきたいと考えます。

○議長（石橋英和君）3番 高本君、再質問ありますか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）そしたら、申し上げます。

平成19年11月9日に、市当局と高野口町合併を考える会5名との協議があって、そこでは、私も承知しておりますが、支所は平成20年3月31日までとするという合意は書かれておりますので、当然2年間ありました支所はなくなったわけでございます。そのときに、支所のある間も、それ以降も、最大限住民の要望に応えるよう努力するというのも、そのときの合意でつけ加えられてありますことを申し上げておきたいと思います。

そうした中で、支所が閉館される直前の2回にわたる協議で、先ほど言いました合意が交わされたということなのですが、住民のせっぱ詰まった思い、そういったことが協議の中で出されて、市当局自身がそういう合意をせざるを得なかった状況にあったと、私は理解しております。ですから、私は、合意事項をすぐさま何とかしてほしいと言っているではありません。そこで、そこまで言わせてしまった住民の思いを理解していただきたいということを申し上げたいんです。

だから、公民館を利用して、将来的に何とか対応ということではなくて、現実にもそういう住民の方の要望が強いんですから、支所を何とかつくるといった計画を進めたいと思います。あくまでも、私はこう思っておりますので、何とか住民の要望に応えるよ

うできないものかということ、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）平成19年11月に、当時の市長を含む市関係者と、それから任意団体である高野口町合併を考える会と協議して、確認されたことは、先ほど答弁でもさせていただいたところでございます。しかし、合意文書を作成して、お互いに調印するような形ではなくて、あくまで協議の形で、双方で確認されたものということでございます。

協議事項の内容につきましては、高野口町合併を考える会との協議以前から、市として高野口地区公民館としての基本的な方針というのをある程度決めておりましたので、それらも平成18年から19年にかけての当時の議会の一般質問なんかでもたびたび議論されておりまして、市としての考え方もそこでも話しさせていただいたところがございます。

合意の中で、協議の中で、支所は平成20年3月31日までとするということになっていまして、これは支所ということか出張所のこととございまして、支所と出張所というのは、地方自治法では全く違います。考え方として、出張所は20年3月31日にもう廃止するという事で、現在の高野口地区公民館を建築していますんで、今後も必要に応じて高野口出張所を建設するという事はございません。はっきり言いまして。

先ほど高本議員も、6月議会で私が答弁した高齢者支援、橋本市のほかの地区公民館でも高齢者支援の仕組みを構築していく必要があるということをお願いしたんですけども、高野口町に出張所を設置する件について、一歩前進という話についての捉まえ方をしないでいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）そしたら、次の再質問、二つ質問させていただきます。

6月議会で、私の質問に、市長は次のように答えておられます。

福祉の手続きであるとか、行政相談であるとか、出張ができたらいんですけども、そういうふうなことをこれから来年度に向けて形をつくっていきたいと思っておりますとおっしゃいました。

当面、どのような計画で進めていかれようとしているのか、ちょっと詳しくお話を聞けたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

市長選挙のときに、高野口地区のほうを回らせていただいて、支所の必要性もお聞きをしておりましたが、ただ、もう合併協議の中で、それはつくらないということ旧市町で合意をされておりますので、それについては、私も今、支所を開設するつもりはありません。ただ、これからはそういう公民館を利用して、そこで福祉関係を、例えば巡回サービスを行うようなやり方を考えられるのではないかなということだと思います。これは、高野口町だけの問題ではありません。橋本市でも、もう65歳以上の方が1万8,000人を超えています。その中で、これから特に北部にしても、住宅開発をして、団塊の世代が一番多いところ。こここそ2025年問題が一番深刻になる地域でもありますんで、ここでしたら、今やったら紀見北公民館があります。そういう中で、これから高齢化が進んでいく中で、福祉の手続きを、できるだけ市役所に来なくても公民館でできるようなことを、これから取り組んでいきたいという趣旨であります。

実際に、要はどれだけの要望があるか、ど

れぐらいの皆さんが公民館へ来ていただけるかという、これからの調査を含めて、そこで高齢者の方が移動しなくてもいいような方法も考えていきたいということも考えていますし、クラウドの関係でコンビニ収納であるとか、コンビニ関係も使えるようにしたいと思っていますし、逆に特定郵便局を使ったような行政サービスができるような仕組みというのを、今考えられないのかということで、特定郵便局に対しても、こういうことをしたいんですけどどうですかということで、コンビニというのは北部はあまりないんです。まちなかにはたくさんあるんですけど、そういう面でコンビニだけでは不十分である。特定郵便局やったら、各地区のポイントにあるんで、そういうことも含めて、これからトータル的に高齢者福祉に対して取り組んでいきますということ、今考えておまして、来年からというのはちょっと今の現状では無理なんですけども、その辺のニーズも調べながら、2025年問題もありますし、これも一つの方法かなと思っていますんで、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）そしたら、今、市長がお答えになった。私もインターネットで調べましたら、ある田舎の地域なんですけど、スーパーで出張所をつくっている話も書いておりました。それも方法だなと思いましたので、今、市長がおっしゃったように、いろんな方法を考えながら、身近にあれば一番助かるなと思いますので、検討していただきたいなと。検討期間が長くないように、くれぐれもよろしく願いいたしたい。

そしたら、お聞きします。一つは、合併市町村に人件費の問題、ひょっとして出るかもわかりません。その出張所、支所の問題では。6月議会でも取り上げましたが、地方交付税、

新たに合併した市町村のところに、交付税の一本算定ですが、16年目に一本算定になってしまうんですが、そのときに橋本市は、一本算定になりますと約6億5,000万円減額される。当然そうになってしまうんですが、6月議会の答弁でも、新たに合併された市町村のところに、支所問題で経費がかかるだろうということで、新たに政府が今年の予算で決まったんですが、幾つか補充されるということになっております。プラスアルファが補充されるんですが、6億5,000万円まで減額されるころでは、当然いくわけではございませんが、幾らかでも地方交付税としてプラスアルファされますが、それを何に使おうと自由ではございますが、いろんな経費の問題では、その一部を使っていただくことも希望しながら、もう一つは、人件費では職員の退職者を嘱託で使うとかいうこともすれば、場所をこれから確保することもありますけど、人件費ではそんなことを何とか考えていただくようにしながら、少しでも費用のかからないやり方でやっていけば、知恵も出していけば、できるかと思っておりますので、検討していただきたいと思っております。

それでお聞きします。先ほど言いましたアンケート、いろいろ申し上げたんですが、先ほどの市長の答弁でもございましたんで、本当にすごい気持ちで、地域の住民の方は待ち望んでいるということ、理解していただきたいと思っております。そんな意味で、一応ニーズとかいろいろ調べるといことはおっしゃっていますが、極力早くそういう見通しのある計画を出してほしいと思っておりますが、大まか、心づもりのところを聞きたいという気持ちがありますんで、市長、何かおっしゃって、難しかったら難しいということで、よろしくお願ひします。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

支所を開設するという話ではございません。公民館を受け皿として、高齢者のための福祉の手続きができるように、これから取り組んでいくというお話であります。今、交付税のお話が出てましたけども、私どもはそういう情報は全く入っておりませんので、今、入っているのは6億5,000万円ぐらい減るやろうという話でございます。特別にそういう支所をつくるような地方交付税的なものは入ってこないということになっておりますので、また一度確認をしていただければなと思います。

時期的なものにつきましては、非常に難しい問題でもありますので、先ほども言いました大和郡山市と自治体クラウドを始めて、これから浮いた経費によって、若干福祉のほうへも向けていけるのかなと思っております。ただ、その地域の事情というのもありますし、その辺も十分考慮して、慎重に取り組んでまいりたいと思っておりますので、現状、いつというお話はご勘弁いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）そしたら、今の件の質問は終わらせていただきまして、3番に移ります。よろしくお願ひいたします。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目3、コミュニティバスに関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（栢谷俊介君）登壇〕

○総務部長（栢谷俊介君）本市のコミュニティバスについては、市民病院の移転に伴う市民病院循環バスとして運行を開始し、その後、市内公共交通機関のカバーできない地域を補完することを目的とし、主要公共施設等への

交通手段として、一定の役割を果たしているところです。

コミュニティバスに関するご意見、ご要望は、以前より数多く寄せられており、できる限りルート、ダイヤ等に反映したいところですが、ルート変更等については、国土交通省より示されているコミュニティバス導入に関するガイドラインの要件を満たす必要があり、全ての要望等を反映することは困難です。

議員おただしの私鉄バス減便については、本年6月1日にダイヤ改正が行われ、大幅な減便となったところですが、10月1日よりさらなる大幅減便を伴うダイヤ改正について説明がありました。たび重なる大幅減便のダイヤ改正は、利用実績の大幅な減少が理由ですが、利用者の皆さまには、サービスの低下につながることを考えます。

本市としては、10月からの減便の申し出に対し、市長と本市と同様に影響を受けるかつらぎ町長が、直接運行事業者に出向き、減便の撤回を求める要望を強く行ったところです。

私鉄バス減便に伴う市民の要望調査についてですが、本年度から3カ年を計画期間とした第2次橋本市生活交通ネットワーク計画の中で、コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドラインの策定が決められていますので、その策定に向け、本年度中に利用状況等の調査を実施する予定です。この調査の詳細はまだ決定していませんが、私鉄バス減便に関する項目も調査対象としていくのかについて、橋本市生活交通ネットワーク協議会の中で検討したいと考えています。ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（石橋英和君）3番 高本君、再質問ありますか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）そしたら、申し上げます。

先ほど答弁されたように、調査されるということで、乗降者の調査をされるようなことをお聞きしております。行政の側から和歌山バスに、減便に対して、先ほど答弁ありましたように、市の当局からも何とか留意してほしいということで、考えていただくように要請されたそうでございます。

そういった意味で、行政側からもそういった要請もしていただきながら、ご苦労されていることは、もう十分よくわかりました。お礼申し上げたいわけですが、実際のところ、国道24号線沿いの地域住民にとってみましたら、本当に不便を感じているということでございます。

先ほど答弁ありましたように、10月からまたさらに減便と、私が申し上げましたように、私の家の前にも神野々のバス停がありますが、そこを見に行きましたら、9本から4本に減便されていると。4本から、10月にさらに減便ということは、常識的に考えて、2本になるのか1本になるのか。どう考えてもそれ以上減便できないように私は思いますが、一体何本にするつもりかと、和歌山バスに尋ねたいぐらいでございます。

極端に言えば、1日に1本でも路線バスがあれば、コミュバスはそこには運行できない。和歌山バスがあるところには、競合するので、そこには出せないという壁にぶつかっております。だから、言いましたように、1日1本でも、この4便が1本になったとしても、そこにはコミュバスは、1本走っているから、出せないと。極端に言えば、そういうことになっているのでございます。

そんなことで、本当に大変な状況であるということをご認識していただいて、だからこそ要請もされたと思っておりますので、ご苦労をかけていると思っておりますが、地域住民にとってみたら、同じように困った状態なんです。だから、

何とか打開しなくちゃいけないと思うんですが、路線バスがゼロになるまで、廃線になるまで、待たねばならんのかなということになってしまうんですが、そんなことでよろしいのかなと思います。いかがでしょうか。お答えしにくいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（栢谷俊介君）なくなってしまうまで、コミュニティバスを出せないのかというお話でございますが、国より補助金をいただいている以上、先ほど申しましたように、国が決めたコミュニティバス導入に関するガイドラインに沿った設定が必要になりますので、どうしても国のガイドラインで、路線バスとの競合は避けるということの規定されておりますので、どうしても実施することができないという現状でございます。

ちなみに、和歌山バス那賀橋本線の乗車率と申しますのが、平日、土日とも含めまして、1便当たり1日平均1人未満という状況でございますので、那賀バスが減便するのも、私どもとしては困るんですが、やむを得ないかなという状況であると思っております。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）乗車率が少ないから赤字になっているから、減便されるんでしょうけども、10月からさらに減便ということで、そこで要請に行かれたときに、4便から一体何便にしようとおっしゃったのかお答えできますか。お願いします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（栢谷俊介君）減便についてでございますが、6月に減便を行ったところですが、8月12日、さらなる減便を10月1日より実施する旨のお話が橋本市のほうにございました。減便内容は、橋本駅より和歌山市駅の間で、平日6便が2便に、それから土日6便がゼロ便となる予定です。先ほども言いまし

たように、その時点の説明では、1日の平均乗車率が1人未満ということでございましたので、市長とかつらぎ町長の両名で、那賀バスのほうへ見直しのお願いにあがったということでございます。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）そしたら、お聞きしたいんですけども、2便にするということは、もう和歌山バスはどう考えておられるのか。本当はゼロにしたいところだと思うんですけども、2便というのは、この2便だってどうかなと。どんなことで2便にしたいと思っはるんか。さらにまた、年内にゼロになる可能性があるかとは、私は思いますが、もしゼロになった場合は、コミュニティバス運行を計画を入れることになるんでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（柘谷俊介君）ゼロになった場合に、コミュニティバスを入れるのかどうかというおただしでございますが、先ほど再三申し上げましたように、橋本市には橋本市生活交通ネットワーク協議会というのがございまして、こちらのほうで、公共交通とコミバスの絡みも含めまして、コミバスの今後のあり方について協議しておりますので、今後、こちらのほうで協議をしてまいりたいと思います。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）協議していただいて、何とかゼロになったら、私の個人的な感想で申し上げますと、恐らく10月に2便になることは、もう年内にゼロになるのではないかと思います。それで、検討していただいて、何とかコミバスの利用ができるようになれば、市民の皆さんもそのことを望んでいると思いますので、そういう方向で行けるように、協議を進められることを希望しながら、この質

問を終わります。

そしたら、次の質問に移りたいと思います。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目4、市民病院送迎バスに関する質問に対する答弁を求めます。

病院事務局長。

〔病院事務局長（豊岡 宏君）登壇〕

○病院事務局長（豊岡 宏君）それでは、市民病院送迎バスについてお答えいたします。

現在、市民病院送迎バスは、市民病院とJR・南海橋本駅を結ぶ橋本ルートと、高野口公民館を結ぶ高野口ルートの2ルートを運行しており、市民病院利用者専用のバスとして、患者さま、ご家族の方やお見舞に来られる方などに無料でご利用をいただいております。

運行については、祝日を除いた平日のみ、橋本ルートは1日往復11便、高野口ルートは1日往復7便を運行しています。利用状況については、橋本ルートが月平均2,000人程度、高野口ルートが月平均450人程度となっています。

議員おただしの高野口ルートにおける途中停車についてですが、利用者の皆さまのご意見もあり、検討してきましたが、民間バスが使用しているバス停については、市民病院送迎バスは無料で利用者を送迎していることから、一般車両と同様の白ナンバーであり、道路交通法上、バス停の半径10m以内には駐停車禁止となっているため、送迎バスを停車させることはできません。その他大野付近での駐車場所についても、利用者が乗降できないか検討しましたが、国道24号線沿い、京奈和自動車道高野口インターへの接続経路となっていることから、車の往来が激しく、利用者の方々の安全を考え、現在高野口公民館からのノンストップ運行とさせていただいています。

市民病院をご利用される皆さまには、大変

ご不便をおかけすることになってはいますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）3番 高本君、再質問ありますか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）そしたら、申し上げます。

病院へ行く病院送迎バスについては、白ナンバーバスなんで、料金を取るバスではございませんので、停留所、国道沿いにとめれないという大きな決まりがあるらしいんですが、もう一つ理由を聞いているのは、病院の送迎バスについては、停留所の近辺に開業医があるととめれないということを知っています。国道でとめれない、開業医が近くにあればとめれないという問題がございます。

そうなんですが、先ほど答弁されたように、車の交通量が多いとかというのが、それは理由じゃないと思います。現実的に法的な問題に引っかかることだとは思いますが、先ほどのコミバスのことを質問しましたように、これがあるからだめや、こんな理由でだめということで片づけられてしまったら、この問題はどうしようもないように私は思います。

その点、行政の側からも、私たち議員も含めてですが、いろいろ知恵も出して、努力もしていきながら、何とか住民の要望に応えるということが大事ではないかと、私はそう思います。

ですから、そういう意味で、どう解決すればいいかなと、すごく私も思うんですが、私も実際、高野口公民館から国道24号線に出て、大野の交差点を右折して京奈和自動車道に上がって、そのまま病院へ行ってしまうということで、とめれる場所がないといえばそうなんですが、その中で、何とか国道24号線に出るまでに、町内の通り道でとめれないかなということで見ましたが、やっぱり

バスの大きさからとめれる場所はなさそうです。

そういったことで、どうにもこうにもならんような状況でございますが、実際のところではないとあきらめるしかないなということで、それでよしと解決できない問題だと私は思いますので、何とか解決できる手だてを、行政の側からも考えていかなければならないと思いますので、その辺、難しい問題でしょうか。お答えできたらお願いします。

○議長（石橋英和君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）この問題は、たびたび提起されておる問題であります。これまで、協議なり検討なりしてまいった経過がある案件でございます。病院といたしましては、患者さまがご不便をこうむって、市民病院には行きたいって、不便だということをおっしゃられますことについて、非常にありがたいと思っておるんです。したがって、どういうルートで通ってくるかということについての、ほかの支障がなければ、うちとしては、どこを通ってきてもありがたい話だと思っています。

しかし、その対極的観点から物事を判断するところによると、先ほどもちょっと申し上げましたんですけれども、公立病院は、その使命として、地域全体の医療のバランスをとりながらということが大前提になってございます。これまでたびたび病診連携ということを医師会へ申し入れておまして、紹介患者を紹介していただく、市民病院の患者を地域でまた診ていただくというシステムの流れを築いていきたいと思いますという呼びかけを、しょっちゅうこれからも強烈にそれを進めていくということになろうと思っています。

そういうときに、地域の医師会、診療所の先生方との良好な関係というのは、市民病院にとりましては、地域医療を守る上から非常

に重要なこととございます。正直言いまして、公立病院が外来患者をかき集めているという印象を与えたくないんです。したがって、正規のルートで、地域社会を守りましょうという、正々堂々とやっばしうたい出していきたい。その背景があるのが一つと、いま一つは、新聞紙上なんかでよく言われておりますが、中核病院に外来患者で飛び込みで行きますと、5,000円取るかとか1万円取るかとかという話が、今上がっておりますが、その話が、今年の後半かまた来年度、もう現実に具体化してまいります。そうすると、特定療養費というんですけれども、それを公立病院は開業医と差をつけるという流れになってまいります。そういうことの要望も、医師会のほうからたくさんいただいております、現実的には、例えば那賀病院なんかは、飛び込みで診療しに行きますと、1,500円納めることになっております。市民病院は、それはいただいております。そういうことからいきますと、患者さまを、病診連携を強めていくということになったら、ギブ・アンド・テーク、やはり開業医も協力するさかいに、市側も協力せよという動きがあります。そういう状況が、目の先で見えておるということもありますので、あまり刺激をしたくないというのが実情のところであるわけです。そういう状況が迫ってきましたら、また改めて、医師会とは良好な関係にあることは事実でございますので、話し合いの中で、こういうルートで、例えば産業文化会館のほうを回るという案なんかは、最も回りやすいんですよ。全く支障がないんです。ところが、医師会の先生方の診療所の前を歩いていかなんという現実的な問題があるわけです。そういうことからいきますと、ちょっと時間をいただいて、状況のおさまり具合を見たいと思っておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）なかなか難しい問題で、私もよくわかります。今後、開業医とのかかわりも見ながら、検討していかなあかんと思います。私もそう思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで、最後の質問に移りたいと思います。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目5、臨時福祉給付金に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）臨時福祉給付金に関するご質問についてお答えします。

臨時福祉給付金については、平成26年4月からの消費税引き上げに伴い、その影響が大きい方への負担を軽減するための臨時的な措置として、対象者に給付金が支給されます。支給対象となるのは、平成26年度分の住民税が課税されていない方であり、課税されている方に扶養されている場合や生活保護受給者である場合などは、支給対象となりません。

本市においては、6月末に臨時福祉給付金の対象者と思われる住民税非課税者の方々に対して、税務課より平成26年度非課税のお知らせとともに、臨時福祉給付金の申請のお知らせ及び臨時福祉給付金の申請書を同封の上、郵送させていただきました。申請書受け付け期間については、7月1日から10月1日までの3カ月間となっております。

議員おただしの現在の申請受け付け未完了者、いわゆる未申請者の人数でございますが、当初の申請書送付件数1万1,790件中、8月末時点で約3,000人、率で申し上げますと約25%の方が未申請となっております。ただし、非課税者で対象と思われる方の中には、他市にお住まいの方に扶養され、当給付金の対象とならない方も含まれており、未申請者数が全て

対象者ではございません。

また、申請受け付け未完了者の方に対しての、再度はがき等でのお知らせができないものかとのご質問については、給付事務は、住民情報、税情報、年金・手当等の情報が必要なため、給付金システムを構築し、処理しておりますが、機能として、未申請者の方に対する個別通知の機能がなく、新たにシステム構築をするとなっても、受け付け期間が終了する10月1日までに間に合わないことから、個別の再通知は考えておりません。

本市の現在までの周知方法といたしましては、ホームページによる周知をはじめ、6月広報はしもとにおいて、給付金の給付が7月から始まる旨の広報を行い、7月広報時において、給付金の詳細を説明したチラシを、区自治会を通じて配布いたしました。また、8月には、広報はしもとにおいて、給付金の申請方法等を2ページにわたり、わかりやすくイラストを交えて掲載いたしました。さらに、申請期限の約1カ月前にあたる9月の周知については、給付金の申請はお済みですかと題しまして、9月広報と区内回覧板の2種類の方法により周知したところ、9月に入り、問い合わせの件数も増えており、一定の効果があつたものと考えています。

○議長（石橋英和君）3番 高本君、再質問ありますか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）時間がありませんが、私が質問をしてから、事前にちょっと相談をさせてもらったんですが、そこでは、そんなに手間のかからない問題として、地域の各区の町内会の掲示板に、まだの方は急いでくださいよといった案内を張り出すとかいうことが可能かどうかをお聞きしとったんですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）本市といたしましても、少しでも市民の皆さんに対して周知をしたいと考えております。先日の区長理事会にてご協力をお願いしたところ、ご理解をいただきまして、各区長、自治会長に対して、掲示板等への啓發文書の掲示を依頼いたしました。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。時間内でお願いします。

○3番（高本勝次君）今答弁をいただきましたので、各町内会の掲示板に張り出すということなんで、これで周知徹底が広くできるかと思えます。

これで質問を終わります。

○議長（石橋英和君）3番 高本君の一般質問は終わりました。

この際、3時25分まで休憩いたします。

（午後3時10分 休憩）